

公益社団法人山形県宅地建物取引業協会 会長 殿

山形県健康福祉部地域福祉推進課長  
( 公 印 省 略 )

車いす使用者用駐車施設の全面青色塗装への御協力について（依頼）

日頃より本県のバリアフリー行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、不特定又は多数の利用に供する施設（同条例の規定による「生活関連施設」）の構造及び設備の整備について、高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用できるようにするために必要な基準を定めております。

また、県で作成している「山形県福祉のまちづくり整備マニュアル」において、すべての人々にとってより利用しやすい施設とするため、「さらに望ましい基準」を提示しており、この中で、建築物に車いす使用者用駐車施設を設ける際は、当該駐車施設であることを明確にするために、全面を青色塗装することを求めています。

駐車施設の中には、白地の縞模様（ゼブラゾーン）によって一般車両用の駐車区画との区別を図っている事案も見受けられますが、ゼブラゾーンにバイクや自転車等を駐車されてしまい、車いす使用者用駐車施設を真に必要とする方々が駐車できない場合があるとの声が県民から寄せられているところです。

車いす使用者用駐車施設の全面青色塗装は、一般車両用の駐車区画との区別をつきやすくすることに加え、車いす使用者用駐車施設の適正な利用の促進、さらには、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が活動しやすいまちづくりに繋がることが期待できる取組みです。

このため、建築物の新築や増改築、修繕等において車いす使用者用駐車施設を整備する際に、全面青色塗装への御協力について御配慮いただきたく、貴団体の関係事業者等へ周知くださるようお願いいたします。

〔参考〕山形県ホームページにおける関連ページの URL

- ・「山形県福祉のまちづくり整備マニュアル」  
<https://www.pref.yamagata.jp/090014/kurashi/kendo/ud/barrier-free/manual/index.html>
- ・「山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度」  
<https://www.pref.yamagata.jp/090014/kenfuku/shogai/shien/shienservice/shisetsuriyoushou/parking.html>
- ・「山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度に施設管理者の皆様のご協力をお願いします」  
[https://www.pref.yamagata.jp/090014/kenfuku/shogai/shien/shienservice/shisetsuriyoushou/parking\\_manager.html](https://www.pref.yamagata.jp/090014/kenfuku/shogai/shien/shienservice/shisetsuriyoushou/parking_manager.html)

【担当】

山形県健康福祉部地域福祉推進課  
地域福祉・人権擁護担当 片桐

電 話：023-630-2269

メール：katagiriko@pref.yamagata.lg.jp